

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業計画(案)について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 「326,960千円」  
(給付金・定額減税一体支援枠分)

【給付金・定額減税一体支援枠分】

(単位:千円)

総事業費	財源内訳		
326,960	国	交付限度額	248,125
補助対象事業費	県	交付限度額	0
326,960	町	一般財源	78,835

○給付金・定額減税一体支援枠分 〔計5事業〕

No.	SDGs	事業名	事業の概要	事業費(千円)	担当課
①		住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、令和5年度における住民税非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、1世帯当たり100千円の給付金を支給する。 (1)750世帯×100千円=75,000千円、(2)消耗品費一式502千円、(3)印刷製本費一式154千円、(4)通信運搬費564千円、(5)振込手数料116千円、(6)システム構築・通知書等封入封緘業務委託料1,485千円	77,821	福祉課 税務課 まちづくり政策課
②		子育て世帯への加算給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の加算給付金として、当該世帯において18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり50千円の給付金を支給する。 (1)600人×50千円=30,000千円、(2)消耗品費一式69千円、(3)印刷製本費一式48千円、(4)通信運搬費94千円、(5)振込手数料75千円、(6)システム構築・通知書等封入封緘業務委託料1,300千円	31,586	子ども家庭課 福祉課 税務課 まちづくり政策課
③		新たに住民税非課税等となる世帯への給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯となる世帯(令和5年度に同給付金の給付対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり100千円の給付金を支給する。 (1)120世帯×100千円=12,000千円、(2)消耗品費一式502千円、(3)印刷製本費一式154千円、(4)通信運搬費564千円、(5)振込手数料20千円、(6)システム構築・通知書等封入封緘業務委託料3,795千円	17,035	福祉課 税務課 まちづくり政策課
④		新たに住民税非課税等となる子育て世帯への加算給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯となる18歳以下の児童を扶養している世帯(令和5年度に同給付金の給付対象となった世帯を除く。)に対し、児童1人当たり50千円の給付金を支給する。 (1)200人×50千円=10,000千円、(2)消耗品費一式33千円、(3)印刷製本費一式4千円、(4)通信運搬費30千円、(5)振込手数料29千円	10,096	子ども家庭課 福祉課 税務課 まちづくり政策課
⑤		定額減税しきれないと見込まれる方への給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、所得税及び住民税から定額減税しきれないと見込まれる方に対し、不足額を給付金として支給する。 (1)180,000千円(6,000人見込み)、(2)消耗品費一式530千円、(3)印刷製本費一式462千円、(4)通信運搬費1,692千円、(5)振込手数料726千円、(6)システム構築・通知書等封入封緘業務委託料4,620千円、(7)事業従事者(非常勤職員)人件費等2,392千円	190,422	税務課 福祉課 まちづくり政策課